

# 船舶事故調査報告書

平成26年1月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成24年5月1日 02時55分ごろ
発生場所	千葉県勝浦市 <sup>うぼら</sup> 鵜原漁港南東方沖 勝浦市所在の鵜原港A号防波堤灯台から真方位151° 2,500m付近 (概位 北緯35° 06.8′ 東経140° 17.6′)
事故調査の経過	平成24年5月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 <sup>いちごうたいけい</sup> 壹号大慶丸、19トン ON2-0987（漁船登録番号）、株式会社大慶丸水産 14.93m (Lr) × 3.67m × 1.87m、FRP ディーゼル機関、117kW（動力漁船登録票による）、平成2年2月8日 B 漁船 <sup>こうしん</sup> 興新丸、4.9トン CB3-72378（漁船登録番号）、個人所有 11.51m (Lr) × 2.96m × 1.10m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数90、昭和62年9月3日 第232-13459号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 64歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年6月6日 免許証交付日 平成23年7月20日 (平成28年10月9日まで有効) B 船長B 男性 77歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年4月30日 免許証交付日 平成23年5月23日 (平成28年10月14日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	A 左舷船首側ブルワークの脱落等 B 船首部の脱落等

<p>事故の経過</p>	<p>A船は、船長Aほか実習生3人（インドネシア共和国籍）が乗り組み、勝浦市勝浦港に向けて北北東進していたところ、平成24年5月1日02時55分ごろ、鵜原漁港南東方沖において、A船の左舷船首とB船の船首とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、02時40分ごろ鵜原漁港を出港し、同漁港南東方沖の漁場に向けて約10ノットの速力で自動操舵により、南東進していた。</p> <p>船長Bは、波が高い状況下、見張りを行っていたものの、A船を視認しておらず、A船とB船とが衝突した。</p> <p>A船は勝浦港へ、B船は鵜原漁港へそれぞれ帰った。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 南東、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1.5m</p>
<p>その他の事項</p>	<p>B船は、航行に伴う船首浮上で船首死角が生じていた。</p> <p>B船は、レーダー1台及びGPS2台を装備していたが、船長Bは出港後にレーダーを見ていなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A 不明、B あり A 不明、B あり A 不明、B あり</p> <p>A船は、鵜原漁港南東方沖において、勝浦港に向けて北北東進中、B船と衝突したものと考えられるが、船長Aから協力が得られなかったため、衝突に至る状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>B船は、鵜原漁港南東方沖において、漁場に向けて南東進中、船長Bが、見張りを適切に行っていなかったことから、A船の接近に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、波が高く、航行に伴う船首浮上で船首死角が生じる状況であったので、レーダーを使用して見張りを行っていれば、A船を探知でき、A船の接近に気付いた可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、鵜原漁港南東方沖において、A船が勝浦港に向けて北北東進中、B船が漁場に向けて南東進中、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・波が高く、航行に伴う船首浮上で船首死角が生じる状況では、レーダーを使用して見張りを行うこと。</li> </ul>